

所得税の確定申告と村県民税の申告の 申告相談を実施します

2月16日(火)～3月15日(火)
※土・日・祝日を除く。
※2月28日(日)の午中は開設
しません。

申告相談会場

《開設場所》

役場庁舎2階会議室

*2階食堂が待合室となっております。

《開設期間》

2月16日(火)～3月15日(火)

*土・日・祝日を除きます。ただし、

2月28日(日)午前中は開設します。

《受付時間》(役場開庁は午前8時)

◎午前の部 午前8時～11時

午前の部の受付は、時間の関係上

50人までとさせていただきます。

午前11時前でも51人目以降は午後

の部の受付となります。

*申告相談開始は午前8時45分です。

◎午後の部 午前11時～午後4時

*申告相談開始は午後1時30分です。

《受付場所・方法》

役場東側階段を2階上がったところ

に備え付けの受付簿に名前を記入し、

右手の食堂でお待ちください。

申告をする必要のある方

◇給与所得者で次に該当する方

- ・勤務先の事業所から「給与支払報告書」が美浦村に送付されない方
- ・年の途中で退職後就職しなかった方、就職した会社で前職の収入を含めた年末調整を受けなかった方
- ・所得税が清算されていない方
- ・2力所以上から給与を受けた方
- ・給与以外の所得があった方
- ・給与以外の所得が20万円以下の場合
- ・税申告は必要です。

◇公的年金等を受給されている方で次に該当する方

- ・公的年金等に係る所得のみの方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受けようとする方
- ・日本年金機構等の年金保険事業者に扶養親族等申告書を提出しなかった方が扶養控除を受けようとする場合には、申告が必要です。

公的年金等に係る所得以外に所得がある方

- *公的年金等の収入額合計が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の場合には確定申告は不要ですが、住民税申告は必要です。
- ◇事業所得(農業・営業等)や不動産所得、配当所得、雑所得等がある方
- ◇医療費控除、雑損控除等を受けようとする方
- ◇収入がなくても住民税申告が必要な方(収入または所得0の申告)
- ・所得や扶養等の状況に制限のある公共サービス等を受けるため、それに関する証明等が必要とする方
- *申告書を提出されない場合は、非課税証明書等の発行ができません。
- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方
- *国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の課税や軽減、高額療養費の適用等に必要となります。
- ・医療福祉制度(マル福)や児童扶養手当等を受給される方

扶養者の所得および重複について確認を!

年末調整や申告において自己の扶養者とした方の所得金額が38万円を超える場合には、扶養控除を外すための申告が必要です。また、同一の扶養者を家族内等で重複して扶養者としている場合も、その扶養者を自己の扶養者とする一人以外は扶養控除を外すための申告が必要ですので、扶養者の所得金額および家族内等での扶養者の内訳をご確認ください。

年少扶養親族(16歳未満)がいるときは申告を!

住民税の非課税限度額の算定に加算されるため、確定申告および住民税申告の際には、必ず年少扶養親族についても申告してください。

申告の際に必要なもの

- ・印鑑(スタンプ式でないもの)
- ・申告者名義の金融機関の口座番号等がわかるもの
- *口座引き落としによる納税や還付金の手続に必要です。
- ・源泉徴収票(給与・年金等)、支払調書等、収入の額がわかるもの
- ・事業所得、農業所得、不動産所得等を申告される方は収支内訳書
- *収支内訳書用紙は税務署、役場税務課にあります。申告の際には、事前に帳簿、領収書等を整理・集計して収支内訳書を作成されてから持参してください。
- ・社会保険料等の支払証明書(健康保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料等)
- ・一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料の控除証明書
- ・医療費控除を受ける場合、領収書や控除額を証明できるもの、保険金等による補てん額がわかるもの

医療費控除の申告

ご自身または同一生計のご家族のために支払った医療費がある場合は、次の算式によって計算した額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

イ…その年中に支払った医療費の合計額

- ロ…保険金等で補てんされる金額ハ…「10万円」または「所得金額の合計額の5%」のうち、少ない方の金額

◇申告に必要なもの

- ・医療費の領収書
- *診療を受けた人、病院・薬局ごとに整理(領収の日付が平成27年中であることを必ず確認)し、事前に金額を集計しておいてください。
- ・保険金等から医療費に補てんされた金額がある場合は、補てん額がわかる書類

竜ヶ崎税務署で申告する所得・損失・控除等

申告分離課税制度の所得(土地建物・株式等の譲渡所得、配当所得等)および損失控除・住宅借入金等特別控除のある確定申告または青色申告については、竜ヶ崎税務署での申告をお願いします。

税務署からのお知らせ

- 確定申告会場は大変混雑し、ご来場の際には長時間お待ちいただくこととなります。また、税務署の敷地内駐車場のスペースに限りがあるため、出入り時の混雑が予想されます。
- ◎確定申告書は自宅で作成できます。
- 【その1】国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(<http://www.ita.go.jp>)を選択する。
- 【その2】「作成開始」を選択し、必要な項目を入力する。
- 【その3】提出方法(書面提出・e-ITAX)を選択する。
- *e-ITAXの利用には、電子証明書の取得、ICカードリーダーライタの購入等の事前準備が必要です。
- 【その4】選択した提出方法により提出する。e-ITAXや確定申告等作成コーナー等のパソコン操作についてはe-ITAX・作成コーナーヘルプデスク(☎057010115901)へお問い合わせください。

所得税の確定申告

【確定申告の受付期間】
2月16日(火)～3月15日(火)

【税務署の開庁時間】

月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時

【日曜日の相談・受付】

税務署では、2月21日(日)、2月28日(日)も確定申告の相談・受付等を行います。(現金納付は受付不可)

【開庁時間以外の申告書の提出方法】

- ・税務署の時間外文書収受箱(夜間文書収受箱)への投函
- ・郵便または信書便による送付(日付印の表示日が提出日)
- ・e-Tax(国税電子申告・納税システム)による送信

※収受箱への投函または郵便・信書便で提出の際、税務署の収受日付印のある控えが必要な場合は、申告書等の控えのほか、切手を貼付した返信用封筒(宛名を記入したものを)を同封してください。

※收受日付印の押印は收受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありません。

【復興特別所得税について】

所得税の確定申告をする際に、申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

*復興特別所得税は、平成25～49年分までの各年分については、所得税と併せて申告および納付をすることとされています。

◇問合せ 竜ヶ崎税務署 ☎0297-16611303(自動音声案内)